

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 8月 4日から平成29年 8月 28日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部環境保全課及び環境業務課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成29年 6月 30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 環境保全課

ア 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金予約申請書について、補助対象設備に係る設置工事の着手予定日の14日前までに提出されていないものがあった。

交付要綱に則った適切な事務処理をされたい。

イ 専決区分において、下記のとおり不備があった。西尾市決裁規程に則った適切な事務処理をされるとともに、基本的な事務の取扱いを十分確認し、事務を遂行されたい。

(ア) 寄附採納における専決区分で、部長専決でなく課長専決としているものがあった。

(イ) 年次休暇の主査専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、課長が専決者となっているものがあった。

(2) 環境業務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 価格の総額が50万円を超えると見込まれる単価契約において、予定価格が定められていないものがあった。

(イ) 契約締結伺い又は契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

(ウ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

イ 公印の使用について、朱肉ではなくスタンプ印で押印しているものがあった。

基本的な事務の取扱いを十分確認し、適切な事務処理をされたい。

ウ 特別休暇の承認における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。

西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。